

株式会社 ナニワ電装

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間： 令和 4年 4月 1日 ~ 令和 7年 3月 31日

2. 当社の課題

課題1： 職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度（育児休業を除く）が十分ではない

課題2： 労働者の各月ごとの平均残業時間等が特に長い月がある

課題3： 月による繁閑差が大きい

3. 目標

- ・ 労働者全体の残業時間を月平均30時間以内とする

4. 取組内容と実施時期

取組1： 帰しやすい職場風土づくり等に向けて、管理職自身の勤務時間管理を徹底する

- 令和 4年 4月～ 長時間労働削減、業務効率化に向けて、従業員個々の能力を把握し、配置状況を整理するとともに、交代勤務の運用を試行する。
- 令和 4年 10月～ 交代勤務の運用に関するヒアリングを実施。長時間労働の原因、業務効率化に向けての課題や施策をリーダー会議の議題とするとともに、リーダー自らが勤務時間削減を徹底する。
- 令和 5年 4月～ 部署ごとの平均残業時間を毎月集計し、リーダーに周知。各部署において残業時間削減のための取り組みを明示し、全社員に周知する。
- 令和 6年 4月～ 前年度の残業時間が目標（月平均30時間以内）に達しているかを調査し、目標に達していない場合はリーダー会議で更なる取り組みを実施する。

取組2： 短時間勤務制度を柔軟に運用する（本人の希望に基づく一定上限内でのフレキシブルなフルタイム勤務を実施する）

- 令和 4年 4月～ 短時間勤務制度の活用の要望の有無に関するヒアリングを実施する。
- 令和 4年 10月～ 育児・介護休業規程の周知を行うとともに、様々な要望に対する相談に応じられる相談窓口を設置し、担当者の教育研修を実施する。
- 令和 6年 4月～ 育児休業から復職する従業員の復職後の労働条件について、本人の要望に基づいて様々な勤務体制を提供できる環境を作る。